

大阪市博物館協会外部評価委員会開催要綱

制定 平成 23 年 7 月 15 日

(目的)

第 1 条 財団法人大阪市博物館協会（以下「協会」という。）が実施する事業について、外部評価を行うことを目的として、「大阪市博物館協会外部評価委員会」（以下「委員会」という。）を開催する。

(組織等)

第 2 条 委員会は、6 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他理事長が適当と認めた者のうちから、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、任期途中で委員の交代があった場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、初回を除き委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は他の方法により、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 5 条 委員会は、協会が実施する事業について専門的な立場から検討を行い、その結果を合議のうえで、協会へ報告する。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務を処理するため、協会総務部に事務局を置く。

(設置期間)

第 7 条 この委員会の設置期間は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(細目)

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 15 日から施行する。